

大井町公共下水道事業

経営戦略

(素案)

令和 3 年 3 月

大 井 町

<目次>

第1章 経営戦略策定にあたり	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
第2章 下水道事業の概要	3
1. 本町の公共下水道事業の概要	3
(1). 事業の概況	3
(2). 使用料	5
(3). 組織	6
2. 民間活力の活用等	6
(1). 民間活用の状況	6
(2). 資産活用の状況	6
3. 経営分析	7
(1). 収支の状況	7
(2). 一般会計繰入金の状況	7
(3). 地方債の状況	8
(4). 経営比較分析表の指標の状況	9
第3章 将来の事業環境	10
1. 処理区域内人口の予測	10
2. 施設の見通し	11
3. 組織の見通し	11
第4章 経営の基本方針	12
1. 繼続的な汚水処理事業の提供	12
2. 安定的な経営基盤の確立	12
第5章 投資・財政計画	13
1. 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	13
(1). 収支計画のうち投資についての説明	13
(2). 収支計画のうち財源についての説明	13
(3). 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	13
2. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	14
(1). 今後の投資についての考え方・検討状況	14
(2). 今後の財源についての考え方・検討状況	14
(3). 今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況	15
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	16
第7章 参考資料	17
1. 経営比較分析表	17
2. 投資・財政計画	18

第1章 経営戦略策定にあたり

1. 計画策定の趣旨

下水道は、汚水の排除や処理及び雨水の排除により、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用海域の水質の保全に資する、日常生活において欠かすことのできない重要な施設です。

下水道事業を取り巻く経営環境は、将来の人口減少や節水型機器の普及による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増しています。また、気候変動による記録的豪雨の頻度の増加などに備えた下水道による浸水対策の推進も課題となっています。

このような中、総務省から表1-1のような文書が発出され、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、公営企業の経営戦略の策定が要請されています。

表 1-1 経営戦略に関する総務省発出文書

公営企業の経営に当たっての留意事項について	平成26年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知
経営戦略の策定推進について	平成28年1月26日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知
「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について	平成31年3月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知

また、経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議）において、令和2年度までに公営企業の経営戦略策定率を100%にするとされており、全ての公営企業で策定が求められています。

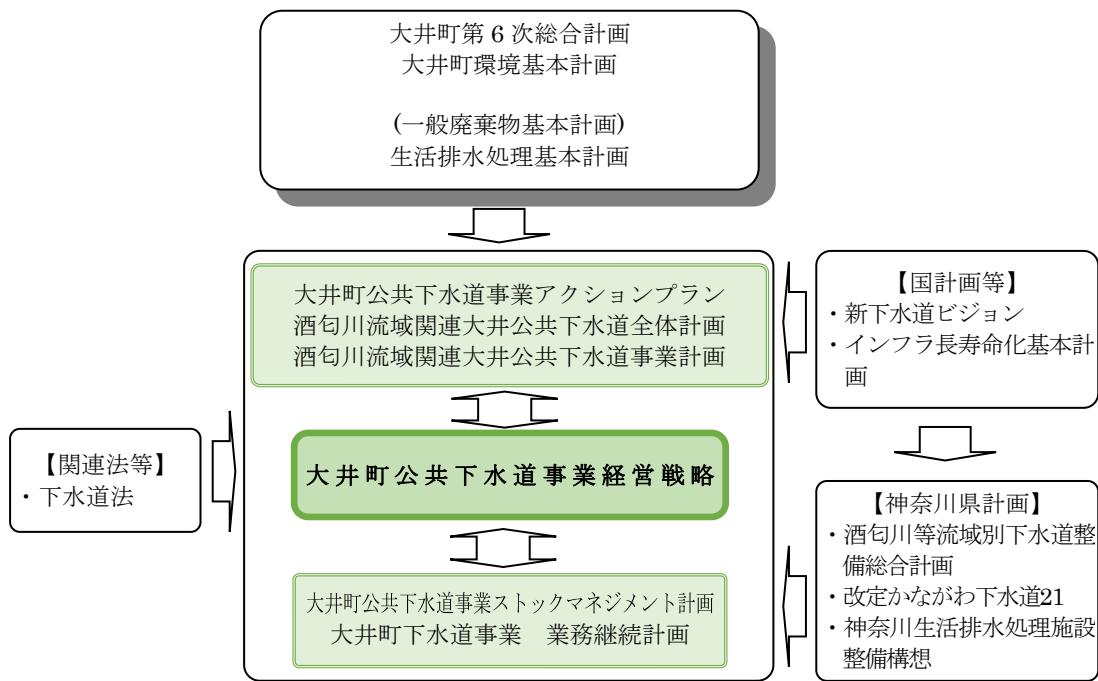
大井町（以下、「本町」といいます。）における公共下水道事業は、昭和61年の供用開始後34年余り経過した状況で、管渠の耐用年数（50年）には達していませんが、比較的短い期間に整備したことで、将来の更新投資時期も集中することが予想されるため、ストックマネジメント計画を策定し、維持管理費の縮減と施設の延命化を図ることが必要です。

また、平成30年度末現在の本町の下水道処理人口普及率は90.3%となっていますが、神奈川県の96.8%の水準には達しておらず、未整備区域の整備を進めています。

このような環境下において、将来見通しを踏まえ、将来にわたって安定的に本町の公共下水道事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画として、経営戦略を策定します。

2. 計画の位置付け

本経営戦略は、今後の公営企業の経営に当たって、本町の人口の状況、社会経済情勢への変化に的確に対応していくため、国や神奈川県が定める基本方針等を踏まえて、関連する本町の各種計画等と整合性を図ることとします（図 1-1）。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を最終年度とする10年間とします。

経営状況を勘案し、事業の進捗や環境の変化により著しく計画が現状とかけ離れる場合には、隨時見直すこととします。

第2章 下水道事業の概要

1. 本町の公共下水道事業の概要

(1). 事業の概況

本町の公共下水道事業は、昭和49年4月に都市計画決定され、昭和50年度より酒匂川流域下水道関連の公共下水道として整備に着手し、昭和61年4月に一部供用を開始しました。本町の公共下水道は、汚水と雨水を別々に排除する分流式によっています。

汚水は、第4処理分区（流域下水道流入点 新宿）と第5処理分区（流域下水道流入点 西大井）の2つの分区から構成され、排除された汚水は、酒匂川流域下水道左岸処理区の酒匂水再生センター（酒匂川左岸処理場）で処理されます。

雨水は、4つの排水区に区分され、酒匂川左岸の幹線農業用排水路等である金田堰、酒匂堰、鬼柳堰及び散田堰に放流されます。

本町の下水道事業の概況は、表2-1の通りです。

既に大部分の市街化区域の整備を終え、近年では市街化調整区域の整備を進めており、令和元年度末で、管渠総延長は79,256m、事業計画区域に対する下水道整備率は汚水約97.6%(424ha/435ha)、雨水100%(429ha/429ha)に達しています（表2-2、表2-3、図2-1及び図2-2）。

表2-1 下水道事業の概況(平成27年度～令和元年度)

項目	H27	H28	H29	H30	R1
行政区域内人口(人)	17,232	17,135	17,185	17,245	17,282
現在処理区域内人口(人)	15,181	15,240	15,366	15,568	15,651
水洗便所設置済人口(人)	14,559	14,565	14,687	14,924	15,024
下水道人口普及率(%)	88.1%	88.9%	89.4%	90.3%	90.6%
水洗化率(%)	95.9%	95.6%	95.6%	95.9%	96.0%
年間有収水量(m³)	1,727,870	1,723,799	1,738,111	1,803,948	1,771,415
使用料収入(千円)	198,484	198,254	199,790	207,286	182,606
処理区域内人口密度(人/ha)	37.7	37.6	36.8	36.9	36.9

なお、本町の公共下水道事業は、令和2年4月1日から地方公営企業法の全部を適用しており、令和元年度が打切決算となった影響で、令和元年度の使用料収入が減少しておりますが、令和2年度の開始貸借対照表に未収入金として計上した金額24,258千円を鑑みれば、大きな変動はありません。

表2-2 汚水整備状況(令和元年度)

分区	認可区域(ha)	処理区域(ha)	整備率(%)
第4処理分区	71.0	65.9	92.8%
第5処理分区	363.7	358.5	98.6%
計	434.7	424.4	97.6%

表2-3 雨水整備状況(令和元年度)

排水区名	認可区域(ha)	排水区域(ha)	整備率(%)
中溝排水区	118.30	118.30	100.0%
金田排水区	76.40	76.40	100.0%
散田排水区	43.19	43.19	100.0%
酒匂堰排水区	191.11	191.11	100.0%
計	429.00	429.00	100.0%

第2章 下水道事業の概要

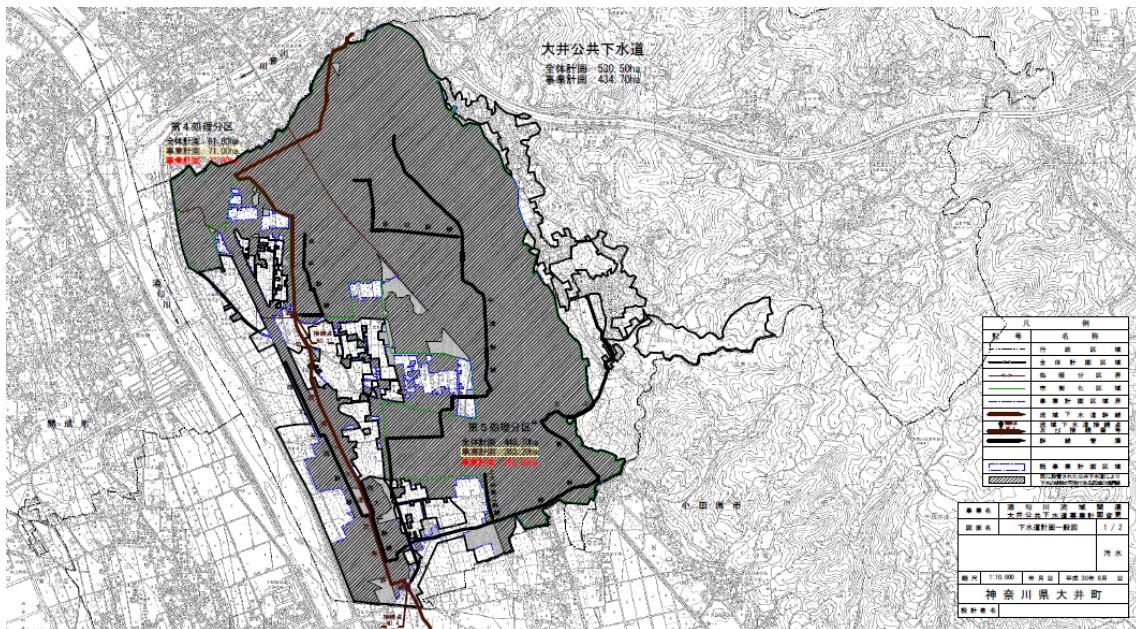


図 2-1 計画一般図（汚水）

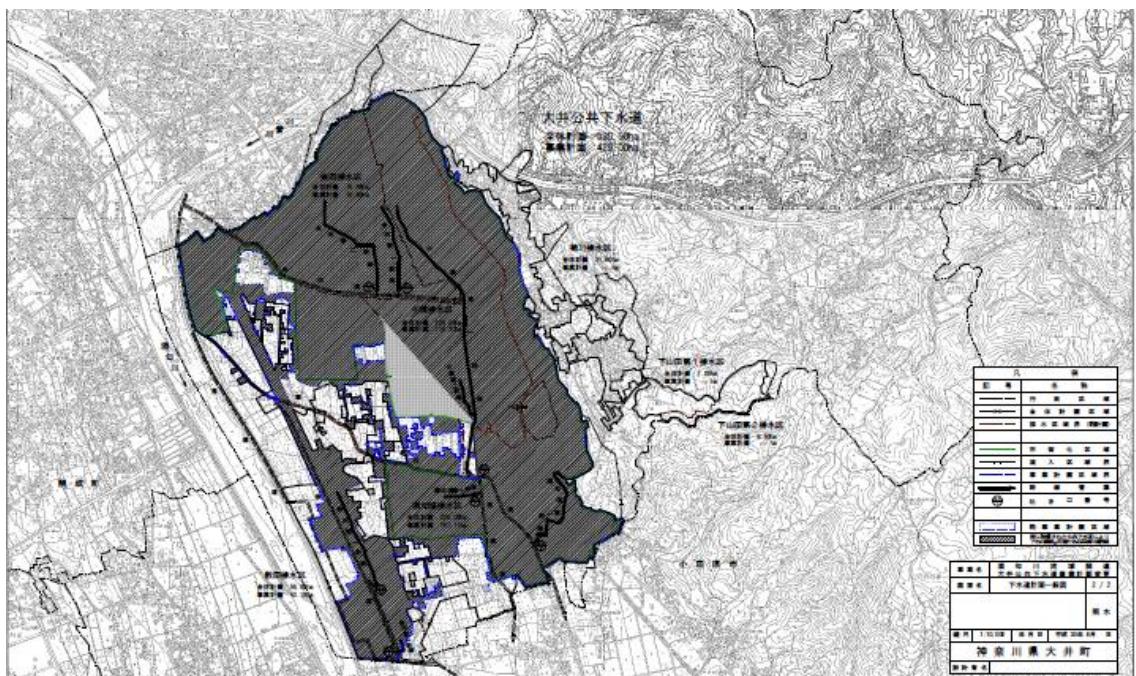


図 2-2 計画一般図（雨水）

(2). 使用料

公共下水道の維持管理費に充てる財源として、公共下水道の使用者から使用料を徴収しています。

使用料体系については、累進使用料体系を採用しています。また、使用料改定については、酒匂川流域下水道維持管理計画（3か年毎）に合わせ、概ね3年毎に見直しを行ってきています。

平成7年度及び平成10年度使用料改定においては、将来3年間の使用料対象経費（流域下水道維持管理負担金、公共下水道維持管理費、及び、資本費（起債償還費））に対する経費回収率が36.3%となるように使用料単価の改定を行っており、その後は消費税率の改定に伴う改定を行っています。

使用料の改定経過は表2-4のとおりです。

表 2-4 使用料の改定経過

条例 施行 年 月 日	昭和60年3月26日	平成元年4月1日	平成3年8月1日	平成7年4月1日	平成9年4月1日	平成10年4月1日	平成26年4月1日	令和元年10月1日
基本料金(10m ³ まで)	500円	表に定める額に100分の103を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。	600円	690円	表に定める額に100分の105を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。	760円	表に定める額に100分の108を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。	表に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。
超過料金 1m ³ につき	11～20m ³	60	72	81	90			
	21～30m ³	70	84	95	107			
	31～50m ³	80	96	109	124			
	51～100m ³	90	108	123	141			
	101～500m ³	95	114	132	157			
	501～1,000m ³	100	119	138	165			
	1,001～5,000m ³	105	125	145	173			
	5,001m ³ 以上	110	130	151	180			
平均改定率(%)	(設定)	(消費税導入)	19.58	14.66	(消費税率改正)	15.48	(消費税率改正)	(消費税率改正)

また、条例上の使用料（一般家庭における20m³あたりの使用料）及び実質的な使用料（料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む））は次の表2-5のとおりです。

表 2-5 条例上の使用料と実質的な使用料の改定経過

	条例上の使用料 (20m ³ あたり)	実質的な使用料 (20m ³ あたり)
平成29年度	1,792 円	2,299 円
平成30年度	1,792 円	2,298 円
令和元年度	1,826 円	2,062 円

令和元年度の実質的な使用料は、令和2年4月1日からの地方公営企業法適用に伴う打切決算の影響で、過去2年と比較して減少しています。

(3). 組織

本町の下水道事業は、生活環境課の上下水道担当が事務を行っています。平成13年7月1日より下水道事業と上水道事業の組織を一体化して、上水道事業と合わせて効率的な事業運営を可能とし、下水道事業の事業経営に必要かつ最小限の人員配置を可能にしています。

令和2年4月1日現在の組織図は図 2-3のとおりです。

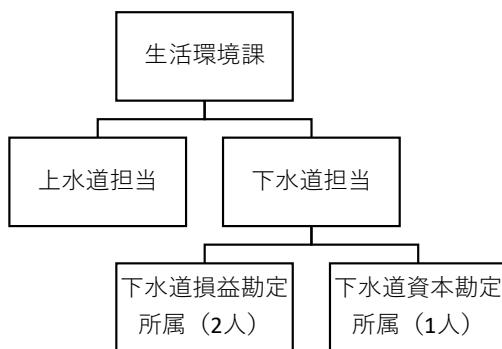


図 2-3 組織体制

2. 民間活力の活用等

(1). 民間活用の状況

現在、包括的民間委託等の民間委託は行っておりません（表 2-6）。

表 2-6 民間活用の状況

民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
指定管理者制度	該当なし
PPP・PFI	該当なし

(2). 資産活用の状況

現在、本町ではエネルギー利用及び土地・施設等利用などは行っておりません（表 2-7）。

表 2-7 資産活用の状況

エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当なし
土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし

3. 経営分析

(1). 収支の状況

過去の収支の状況は表2-8のとおりです。なお、収益的収支とは、経常的な経営活動による収支のことであり、資本的収支とは、建設改良費、地方債償還金及びこれに対応する財源状況等をいいます。

収益的収支は毎年度黒字となっており、安定的に経営ができているといえますが、収益的収支の黒字により資本的収支の赤字を賄うことができなかつた年度が生じており、資金繰りに留意が必要な状況です。

表 2-8 過去の収支の状況

(単位：千円)

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1.収益的収支					
(1)総収益(B)+(C) (A)	371,932	359,937	389,970	359,254	305,815
ア.営業収益 (B)	198,544	198,321	199,851	207,349	182,670
イ.営業外収益 (C)	173,388	161,616	190,119	151,905	123,145
(2)総費用(E)+(F) (D)	208,733	187,479	198,284	187,927	174,920
ア.営業費用 (E)	141,195	128,568	140,258	141,738	137,176
イ.営業外費用 (F)	67,538	58,911	58,026	46,189	37,744
(3)収支差引(A)-(D) (G)	163,199	172,458	191,686	171,327	130,895
2.資本的収支					
(1)資本的収入 (H)	167,572	171,825	222,343	201,309	171,929
(2)資本的支出 (I)	348,581	337,394	393,630	348,496	267,259
(3)収支再差引(H)-(I) (J)	△ 181,009	△ 165,569	△ 171,287	△ 147,187	△ 95,330
3.収支再差引(G)+(J)	△ 17,810	6,889	20,399	24,140	35,565

(2). 一般会計繰入金の状況

公共下水道事業は公営企業であることから、その経営に要する経費は経営に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制が原則とされています。

しかしながら、地方公営企業法上、「その性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「その公営企業の性質上能率的な経営を行なってなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計等で負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されています。

「繰出基準」に基づく一般会計から下水道事業への繰入金を基準内繰入金、「繰出基準」に基づかない一般会計から下水道事業への繰入金を基準外繰入金といいます。一般会計からの繰入金の状況は表2-9及び図2-4のとおりです。

第2章 下水道事業の概要

主に起債償還費が平成30年度と令和元年度で減少したことに伴い、繰入基準内的一般会計繰入金合計も減少していますが、資本的収入の基準外繰入額は横ばいとなっています。

表 2-9 一般会計繰入金の推移（表）

（単位：千円）

一般会計繰入金	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
収益的収入 基準内	172,907	161,156	189,715	151,282	122,811
収益的収入 基準外	43	35	47	43	47
資本的収入 基準内	13,551	14,241	13,516	7,309	4,568
資本的収入 基準外	103,499	114,568	76,722	91,366	102,574
一般会計繰入金 合計	290,000	290,000	280,000	250,000	230,000

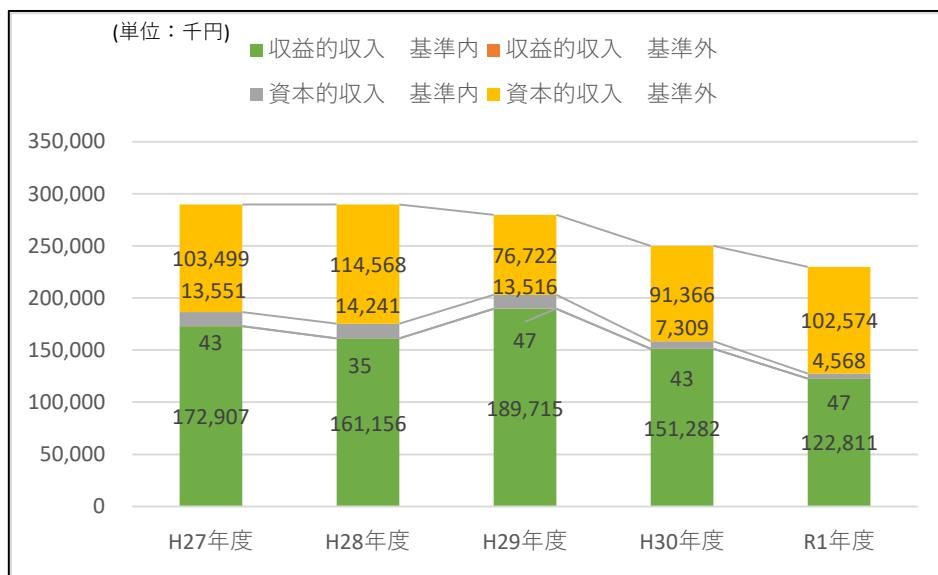


図 2-4 一般会計繰入金の推移（グラフ）

（3）地方債の状況

地方債とは、地方公営企業が1会計年度を超えて行う借入れをいいます。

地方債を発行することで、返済のための元利償還金が後年度に発生しますが、公共下水道の施設・設備は将来にわたって使用することができることから、世代間の公平性の観点から、下水道の施設・設備の財源として地方債を活用しています。

しかし、地方債の発行は、後年度の財政負担を増加させる要因になるため、地方債の残高と元金償還額とのバランスが重要となります。地方債残高及び地方債元利償還金の状況は表2-10及び図2-5のとおりです。

近年は、市街化区域の整備も終えており、工事の規模が縮小して起債借入額も減少していることから、順調に返済が進んでいる状況です。

表 2-10 地方債残高と元利償還金の推移（表）

地方債	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
地方債残高(千円)	2,268,707	2,021,049	1,850,217	1,686,035	1,527,778
元利償還金(千円)	352,388	330,169	300,900	276,249	250,101

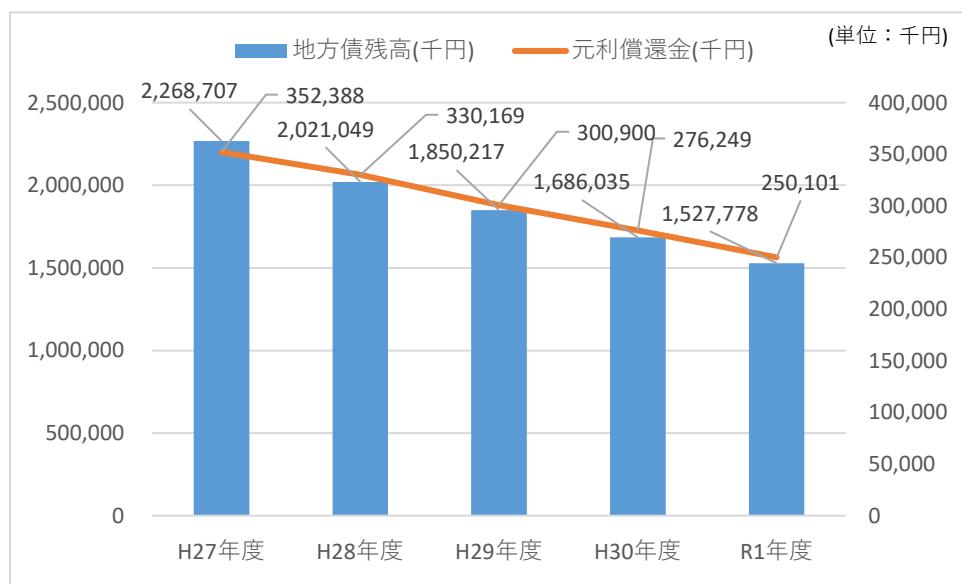


図 2-5 地方債残高と元利償還金の推移（グラフ）

(4). 経営比較分析表の指標の状況

前述の（1）～（3）に加えて、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市下水道事業の経年比較や類似の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的に作成した経営比較分析表を別紙に添付しています。

第3章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測については、上位計画との整合性を図りながら、将来の社会情勢を踏まえて予測する必要があります。

本計画においては、令和2年度において「酒匂川流域閑連大井公共下水道事業計画変更」(以下、「事業計画」といいます。)を策定する際に検討した結果を採用することとします。

事業計画においては、大井町の人口推移の実績(表 3-1)と上位計画(表 3-2)から、行政人口を推定しています。

表 3-1 大井町の人口推移（事業計画より）

項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人口(人)	18,070	17,890	17,639	17,495	17,404	17,313	17,232	17,135	17,185	17,245	17,282
世帯数(戸)	6,484	6,443	6,402	6,490	6,563	6,659	6,720	6,756	6,868	6,927	7,041
一世帯当たりの人数(人)	2.79	2.78	2.76	2.70	2.65	2.60	2.56	2.54	2.50	2.49	2.45

(資料：住民基本台帳)

表 3-2 行政人口の推定結果と上位計画の比較（事業計画より）

(単位：人)

推定名	実績値	令和2年度 (予測値)	令和5年度 (予測値) [*]	令和7年度 (予測値)	令和12年度 (予測値)	備考
①大井町第5次総合計画	17,937	17,100	—	—	—	町計画
②酒匂川流域下水道全体計画	17,185 (H29年度)	16,900	16,960 ≈17,000	17,000	16,900	県計画 採用
③大井町下水道事業 アクションプラン	17,202 (H27年度)	16,900	16,960	17,000	16,900	町計画
④おおい都市マスター・プラン	17,490 (H25年度)	16,889	16,930	16,958	16,911	町計画
⑤大井町人口ビジョン	17,490 (H25年度)	16,889	16,930	16,958	16,911	町計画
⑥日本の市区町村別将来推計	17,033 (H27年度)	16,803	16,531	16,350	15,759	
⑦大井町 全域人口 の推定	一次(回帰)		16,966	16,727	16,567	16,168
	指數曲線	17,282 (R1年度)	16,886	16,635	16,468	16,060
	二次曲線		17,379	17,950	18,331	20,077
	ロジスティック曲線		16,905	16,587	16,375	飽和値20,000人

*令和5年度推計値は、令和2年度および令和7年度推定値の直線補完とする。

本町における人口の推移は、平成21年度以降緩やかな減少を続けていましたが、平成29年度以降、再び微増しているという実績を踏まえて、横ばいまたは緩やかに減少すると考えられ、事業計画において、将来行政人口（令和12年度）は16,900人とする「酒匂川流域下水道全体計画」の人口予測を採用していることから、本計画においても当該計画を採用します。

令和12年度より将来については、「大井町人口ビジョン」によることとします（図 3-1）。

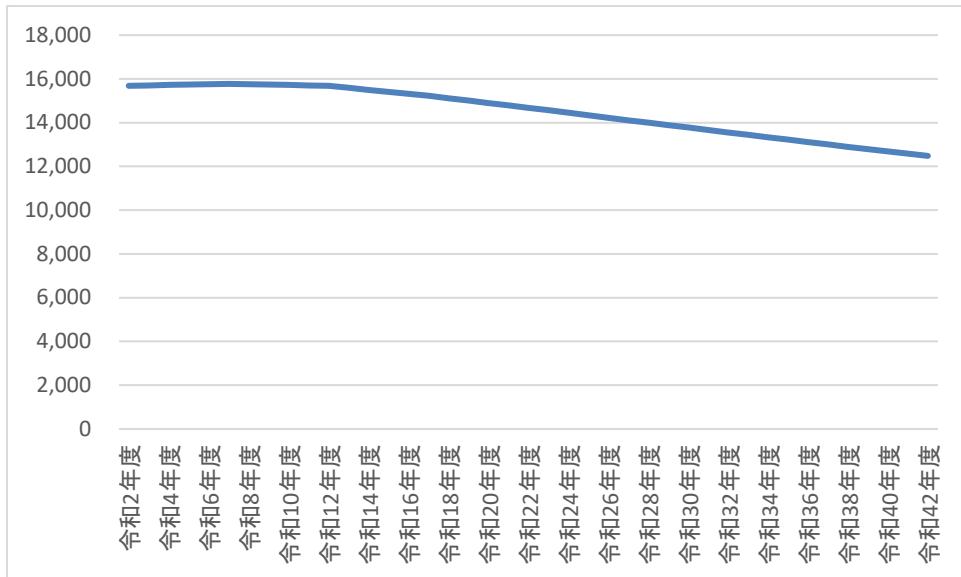


図 3-1 処理区域内人口の推移の予測

2. 施設の見通し

本町の下水道管渠は昭和 61 年に供用を開始し 34 年余り経過していますが、管路施設は耐用年数（50 年）に達しておらず、大規模な管渠の更新等は行っておりません。しかし、老朽化や腐食による劣化により、不明水の浸入や危険性の上昇が懸念されることから、平成 30 年度より大規模なテレビカメラ調査を行いました。

今後は、これら調査結果をもとに策定したストックマネジメント計画に基づいて、点検調査及び改築更新を行います。

3. 組織の見通し

生活環境課の上下水道担当で運営する現在の組織体制が続くことを想定しています。

第4章 経営の基本方針

1. 繼続的な汚水処理事業の提供

未整備地区の整備を進めるとともに、管渠施設の重要度に応じて概ね 5 年に一度点検及びテレビカメラによる調査を実施して、主要な施設の機能維持に努めます（表 4-1）。

表 4-1 繼続的な汚水処理事業の提供に関する目標

重点項目	指標	令和元 年度末	令和 7 年度末	令和 12 年度末	最終目標
未整備地区の整備	面整備率 (汚水)	97.6%	99.0%	99.0%	100.0%

2. 安定的な経営基盤の確立

令和 2 年 4 月 1 日から地方公営企業法を適用することで、より経営の見える化が可能になったことから、公営企業会計に基づく経費回収率の向上を目指します（表 4-2）。

表 4-2 安定的な経営基盤の確立に関する目標

重点項目	指標	令和元 年度末	令和 7 年度末	令和 12 年度末	最終目標
経費回収率の向上	経費回収率	71.6%	77.0%	85.0%	85.0%

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

(1). 収支計画のうち投資についての説明

社会資本総合整備計画及び公共下水道事業アクションプランを踏まえ、国庫補助金を最大限活用した投資を見込んでいます。具体的には、将来の都市計画道路の整備に伴う面整備の実施、及び、投資の平準化を考慮したストックマネジメント計画に基づく改築更新投資を見込んでいます。

既に起債済みの企業債については、償還条件が決定していますが、本計画期間中に起債する企業債に関する元金償還金については、償還期間30年、据置期間5年、利率0.5%で元利均等償還する前提で試算しています。

(2). 収支計画のうち財源についての説明

下水道事業計画の人口推移を踏まえて、処理区域内人口や有収水量の増減見込を用いて使用料収入を試算しました。

維持管理費及び資本費等に充当するために、一般会計からの繰入金を見込んでおり、令和3年度の210,000千円から令和12年度の123,323千円まで減少する見込みです。

国補助金及び企業債収入の対象となる工事に対して、これらの収入を見込んでいます。

(3). 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費（収益的支出）は、流域下水道維持管理負担金については、神奈川県から提示された令和12年度までの見込みに基づき試算し、修繕費及びその他経費については、過年度の実績のうち将来発生する見込があるものとして、試算しています。

2. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1). 今後の投資についての考え方・検討状況

下水道施設以外の公共施設等の改築等に伴い想定される下水道施設の設置事業等については、その実施時期や規模が具体的に見込むことができないため、収支計画に含めておりません。

また、本町では大井町地域防災計画を策定し、さらに下水道事業としては大井町下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）を策定しており、災害時においても重要なライフラインである下水道機能を維持、早期回復できるように努めています。

しかし、東海地震や南海トラフ地震など大規模な地震への対策として、管路の耐震化が必要となります。また、被災時には快適な生活環境を提供するためマンホールトイレスの整備なども必要となってきます。

現在、管路の耐震化やマンホールトイレスの整備に関する計画は行っていないため収支計画には反映させていませんが、今後、下水道総合地震対策計画等を検討し、防災・減殺に向けてさらなる取り組みを推進していく予定です。

その他の考え方や検討状況は以下の表 5-1 のとおりです。

表 5-1 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

(2). 今後の財源についての考え方・検討状況

投資・財政計画においては、経費回収率の達成目標（令和 7 年度 77.0%、令和 12 年度 85.0%）を達成することができておらず、経費回収率の改善に向けては、下水道使用料の改定によらなければ抜本的な改善が見込めない状況にあります。

投資・財政計画策定期点において考えうる経費の削減、改良更新投資の抑制・平準化を見込んだ状況において、令和 7 年度及び令和 12 年度の経費回収率の見込みがそれぞれ 71.41% 及び 71.75% と達成目標と大きく乖離していることから、使用料の改定が喫緊の課題となっています。

本計画策定期点において、他の要件に変更がないという仮定のもとで、使用料改定により令和 7 年度及び令和 12 年度の達成目標を達成させるよう試算した結果、令和 6 年度中に現行の使用料水準から約 8.5% の改定、令和 11 年度中に改定後の使用料水準からさらに約 10% 弱の改定が必要との試算となりました。

本町下水道事業は、平成 10 年度の使用料改定以降、20 年以上にわたり経営努

力を重ねて消費税率の改定によるものを除き使用料の改定を行っておりませんが、安定的な経営基盤を構築して継続的なサービスを町民に提供するために、更なる経費削減を図ることと合わせて、使用料改定が必要な経営状況といえます。

しかしながら、町民に対する影響が大きく慎重に検討する必要があることから、更なる検討を行うこととし、本計画には含めておりません（表 5-2）。

表 5-2 今後のその他の財源についての考え方・検討状況

資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

(3). 今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

今後は、さらなる経営の効率化を目指し、他団体の動向等も踏まえて民間活力導入等の検討を行っていきますが、現時点では具体的な決定事項はないため、本計画には含めていません（表 5-3）。

表 5-3 今後の投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略は策定して終わりではありません。策定後に継続的に見直し、更新していくことが重要になります。

本計画の進捗管理は毎年度、計画の達成状況について検証を行い、検証結果に応じた改善策の実施及び計画の見直しという一連の流れ（PDCA サイクル）により行います。

さらに、重要性が高い計画の見直しや検証においては、内部組織だけでなく外部組織による見直し、検証も行います。本町では、有識者や町民から構成される下水道運営審議会が組織されており、予算及び決算、その他重要な決定事項があるときは審議会を通して決定いたします。計画の見直しや PDCA サイクルの検証においても審議会等の外部組織によるチェック体制を敷くことで、PDCA サイクルによる進捗管理がより確実に行われ、そして計画がより効果を発揮するようにします。

また、計画の定期的な見直し（ローリング）は、5年ごとに実施することとし、見直し時点での経営実態や経営環境に照らし合わせて、計画を見直します。

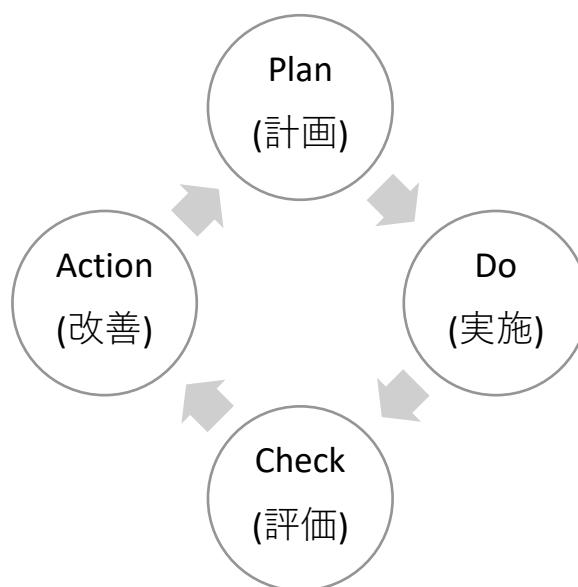


図 6-1 PDCAのイメージ

第7章 参考資料

1. 経営比較分析表

経営比較分析表（平成30年度決算）

神奈川県 大井町

業務名	事業名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり収益金(円)
-	該当数値なし	90.28	85.77	1,792

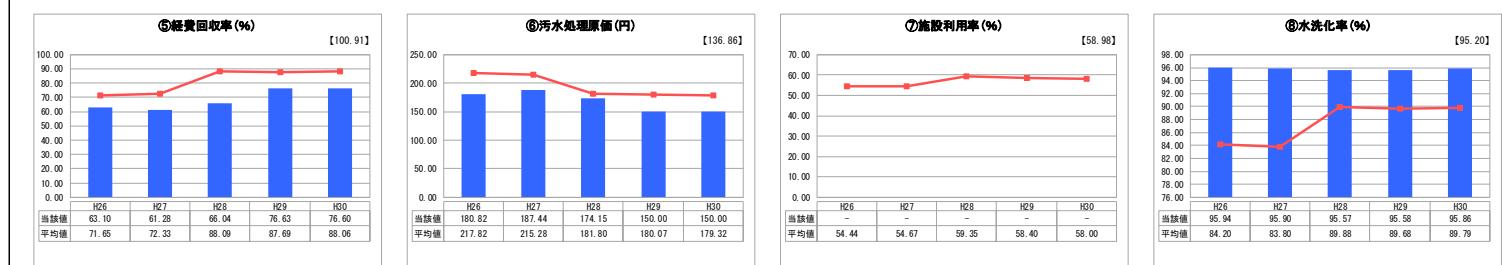
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
17,280	14.38	1,201.67
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
15,568	4.22	3,689.10

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益の収支比率(%)
- ②累積預金比率(%)
- ③流動比率(%)
- ④企業債残高対事業規模比率(%)
- ⑤経費回収率(%)
- ⑥汚水処理原価(円)
- ⑦施設利用率(%)
- ⑧水洗化率(%)



2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率(%)
- ②管渠老朽化率(%)
- ③管渠改善率(%)

全体総括

経営においては、本町は令和2年度に公営企業会計の適用を予定しており、適用後は、保有資産や経営状況を把握し経営の効率化、健全化に努めています。

施設においては、管渠内の点検や清掃を実施していくこと等により、施設管理の最適化を行うとともに、ストックマネジメント計画を策定し、維持管理費の縮減と施設の延命化を図ります。

2. 投資・財政計画

(単位:千円、%)

年 度		令和2年度 〔決 算 見 込〕	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	187,651	187,614	190,658	190,883	191,108	191,332	191,108	190,883	190,658	190,433	190,208
	(1) 料 金 収 入	187,273	187,335	190,379	190,604	190,829	191,053	190,829	190,604	190,379	190,154	189,929
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
	(3) そ の 他	378	279	279	279	279	279	279	279	279	279	279
	2. 営 業 外 収 益	255,356	248,850	233,646	231,826	232,531	229,975	231,086	231,446	233,540	236,922	226,002
	(1) 補 助 金	144,797	138,123	122,972	120,541	120,487	117,227	118,263	118,695	121,264	125,574	115,301
	他 金 計 補 助 金	144,797	138,123	122,972	120,541	120,487	117,227	118,263	118,695	121,264	125,574	115,301
	そ の 他 補 助 金											
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	110,554	110,727	110,673	111,285	112,044	112,748	112,823	112,751	112,276	111,348	110,701
	(3) そ の 他	5										
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)	443,007	436,464	424,304	422,709	423,639	421,307	422,194	422,329	424,198	427,355	416,210
	1. 営 業 費 用	388,935	407,595	402,432	405,134	409,298	409,304	411,868	413,043	415,744	419,661	409,212
	(1) 職 員 給 与 費	17,416	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278
	基 本 給	17,416	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278	17,278
	退 職 給 付 費											
	そ の 他											
	(2) 経 動 力 費	124,193	142,004	135,361	136,421	138,391	136,724	138,694	139,754	142,633	147,330	137,482
	修 繕 費	5,545	5,909	6,061	6,212	6,364	6,515	6,667	6,818	6,970	7,121	7,273
	材 料 費											
	そ の 他	118,647	136,095	129,300	130,209	132,027	130,209	132,027	132,936	135,664	140,209	130,209
支 出	(3) 減 価 償 却 費	247,326	248,313	249,794	251,435	253,629	255,302	255,897	256,010	255,833	255,052	254,453
	2. 営 業 外 費 用	32,120	26,761	21,871	17,575	14,341	12,003	10,325	9,286	8,454	7,695	6,998
	(1) 支 払 利 息	32,120	26,761	21,871	17,575	14,341	12,003	10,325	9,286	8,454	7,695	6,998
	(2) そ の 他											
	支 出 計 (D)	421,054	434,356	424,304	422,709	423,639	421,307	422,194	422,329	424,198	427,355	416,210
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	21,953	2,107									
	特 別 利 益 (F)	21										
	特 別 損 失 (G)	6,663										
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 6,642										
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	15,311	2,107									
流 動 資 産	継 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	15,311	17,418	17,418	17,418	17,418	17,418	17,418	17,418	17,418	17,418	17,418
	流 動 資 産 (J)	103,330	160,029	146,458	155,965	192,114	246,140	319,748	402,619	488,050	573,000	660,348
	う ち 未 収 金	22,078	22,085	22,444	22,471	22,497	22,524	22,497	22,471	22,444	22,418	22,391
	流 動 負 債 (K)	225,161	189,229	166,601	155,425	130,962	87,757	71,909	69,074	70,053	66,710	49,995
	う ち 建 設 改 良 費 分	193,230	159,871	135,168	109,635	92,735	73,630	64,561	61,386	62,018	58,291	41,363
	う ち 一 時 借 入 金											
	う ち 未 払 金	29,860	27,287	29,362	43,719	36,156	12,056	5,277	5,617	5,964	6,348	6,561
	累 積 欠 損 金 比 率 ((1) × 100) (A)-(B)											
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た (L) 資 金 の 不 足 額											
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	187,651	187,614	190,658	190,883	191,108	191,332	191,108	190,883	190,658	190,433	190,208
流 動 資 産	地 方 財 政 法 に よ る ((L)/(M) × 100)											
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た (N) 資 金 の 不 足 額											
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る (O) 解 消 可 能 資 金 不 足 額											
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た (P) 事 業 の 規 模											
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た ((N)/(P) × 100) 資 金 不 足 比 率											

(単位:千円)

年 度		令和2年度 決 算 見 込	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
資本的収入	1. 企業債	30,400	62,200	56,600	89,600	68,000	38,500	23,600	34,100	25,700	23,200	27,500
	うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金	85,203	71,877	12,955	10,654	10,232	10,294	10,322	10,329	9,322	9,387	8,021
	3. 他会計補助金											
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	5,412	2,800	28,122	38,083	34,664	9,640	4,699	5,196	5,704	6,265	6,576
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金	6,524	1,123	9,000	9,000	9,000	1,000					
	9. その他の											
計(A)		127,539	138,000	106,677	147,337	121,895	59,434	38,621	49,625	40,726	38,852	42,097
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(B)												
純計(A)-(B)(C)		127,539	138,000	106,677	147,337	121,895	59,434	38,621	49,625	40,726	38,852	42,097
資本的支出	1. 建設改良費	52,147	79,789	85,856	127,837	105,723	35,252	15,430	16,424	17,440	18,561	19,184
	うち職員給与費	6,032	6,123	6,032	6,032	6,032	6,032	6,032	6,032	6,032	6,032	6,032
	2. 企業債償還金	209,777	190,231	159,871	135,168	109,635	92,735	73,630	64,561	61,386	62,018	58,291
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他会計への支出金											
	5. その他の	3,847	2,652	14,000	15,000	12,000	20,000	19,000	29,000	20,000	17,000	21,000
計(D)		265,771	272,672	259,727	278,005	227,358	147,987	108,060	109,985	98,826	97,579	98,475
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(D)-(C)		138,232	134,672	153,050	130,668	105,463	88,553	69,439	60,360	58,100	58,727	56,378
補填財源	1. 損益勘定留保資金	23,175	128,230	148,350	123,057	99,551	86,773	69,012	59,888	57,581	58,157	55,780
	2. 利益剰余金処分額											
	3. 繰越工事資金											
	4. その他の	115,057	6,442	4,700	7,611	5,912	1,780	427	472	519	570	598
	計(F)	138,232	134,672	153,050	130,668	105,463	88,553	69,439	60,360	58,100	58,727	56,378
補填財源不足額(E)-(F)												
他会計借入金残高(G)												
企業債残高(H)		1,348,402	1,220,371	1,117,100	1,071,532	1,029,897	975,662	925,631	895,170	859,484	820,666	789,875

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和2年度 決 算 見 込	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収益的収支分	144,797	138,123	122,972	120,541	120,487	117,227	118,263	118,695	121,264	125,574	115,301	
	うち基準内繰入金	45,686	77,985	47,954	45,331	45,166	42,436	43,553	44,066	46,717	51,113	42,172
	うち基準外繰入金	99,111	60,138	75,019	75,210	75,321	74,791	74,709	74,629	74,547	74,461	73,129
	資本的収支分	85,203	71,877	12,955	10,654	10,232	10,294	10,322	10,329	9,322	9,387	8,021
	うち基準内繰入金	5,352	5,982	6,932	4,611	4,283	4,293	4,302	4,312	3,398	3,402	2,025
	うち基準外繰入金	79,851	65,895	6,023	6,043	5,948	6,001	6,020	6,017	5,925	5,985	5,997
	合計	230,000	210,000	135,927	131,195	130,718	127,521	128,585	129,023	130,586	134,961	123,323



大井町